

令和4年

三好市教育委員会4月定例会

日時 令和4年4月26日(火)午後2時
場所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

令和4年三好市教育委員会4月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和4年三好市教育委員会3月臨時会会議録の承認について
令和4年三好市教育委員会3月定例会会議録の承認について

4 議案

第16号 三好市立小中学校事務グループ実施要綱の一部を改正する訓
令について

第17号 三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

5 その他

行 事 一 覧 表

令和4年3月23日 ～ 令和4年4月25日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
退職辞令交付式	3/31	本庁	
辞令交付式	4/1	本庁	
臨時教育委員会	〃	教育委員会室	
県・市町村教委教育行政連絡協議会	4/5	総合教育センター	※
入園・入学式	4/11	各幼・小・中学校	
園・小中校長会	4/13	教育センター	※
庁議	4/14	本庁	
市町村教委連合会総会	4/20	徳島市役所	

行事予定

三好市議会5月臨時会議	5/10(火)	本庁
市教委学校訪問	5/11(水)・5/12(木)・5/17(火)	各園・学校
定例教育委員会	5/24(火) 14:00	教育委員会室

報 告

臨時代理の報告について

三好市教育委員会事務委任規則第3条の規定により別紙のとおり臨時に代理をしたので、第4条の規定により報告する。

令和4年4月26日提出

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

教育委員会の議決事項の臨時代理について

三好市教育委員会事務委任規則第3条の規定により緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができないと認めるので、次のとおり臨時に代理する。

令和4年3月24日

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

令和4年4月1日付人事異動 別紙のとおり

議案第16号

三好市立小中学校事務グループ実施要綱の一部を改正する訓令について

三好市立小中学校事務グループ実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月26日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市立小中学校事務グループ実施要綱の一部を改正する訓令

三好市立小中学校事務グループ実施要綱（平成24年三好市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(学校事務グループの編成)		(学校事務グループの編成)	
第2条	学校事務グループは、次のグループを編成する。	第2条	学校事務グループは、次のグループを編成する。
名称	事務を所掌する学校	名称	事務を所掌する学校
三野・井川グループ	三野中学校、井川中学校、芝生小学校、王地小学校	三野グループ	三野中学校、芝生小学校、王地小学校
池田グループ	池田中学校、箸蔵小学校、池田小学校、白地小学校	井川・池田グループ	井川中学校、辻小学校、西井川小学校、池田中学校、箸蔵小学校、池田小学校、白地小学校、馬路小学校、三縄小学校、下名小学校
山城・祖谷グループ	山城中学校、東祖谷中学校、東祖谷小学校、西祖谷中学校、櫛生小学校、吾橋小学校	山城・祖谷グループ	山城中学校、山城小学校、東祖谷中学校、東祖谷小学校、西祖谷中学校、櫛生小学校

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度 事務グループ・共同学校事務室 一覧

○事務グループ（31）

○はグループリーダー校（事務室長配置）

◇はグループリーダー校（主査兼事務室長配置）

番号	校数	人数	所 属 校						
1	7	8	○ 徳島中	内町小	助任小	富田中	新町小	富田小	昭和小
2	6	9	○ 千松小	城西中	佐古小	加茂名中	加茂名小	加茂名南小	
3	6	8	○ 城東小	城東中	福島小	沖洲小	津田中	津田小	
4	6	8	○ 八万中	八万小	八万南小	上八万中	上八万小	一宮小	
5	6	7	○ 大松小	南部中	論田小	方上小	宮井小	渋野小	
6	7	8	○ 応神中	応神小	不動中	不動小	川内中	川内北小	川内南小
7	9	8	○ 国府小	国府中	南井上小	北井上中	北井上小	入田中	入田小
				佐那河内中	佐那河内小				
8	7	8	○ 南小松島小	小松島中	小松島小	北小松島小	千代小	児安小	芝田小
9	6	6	○ 坂野小	小松島南中	立江小	櫛淵小	和田島小	新開小	
10	5	5	○ 勝浦中	生比奈小	横瀬小	上勝中	上勝小		
11	8	8	○ 長生小	阿南第一中	中野島小	横見小	宝田小	大野小	
				加茂谷中	吉井小				
12	8	6	○ 福井中	福井小	椿町中	椿小	椿泊小		
				新野中	新野小	新野東小			
13	6	7	○ 那賀川中	今津小	平島小	羽ノ浦中	羽ノ浦小	岩脇小	
14	7	5	○ 木頭中	木頭小	鷺敷中	鷺敷小	相生中	相生小	平谷小
15	7	5	○ 牟岐小	牟岐中	由岐中	由岐小	伊座利小	日和佐中	日和佐小
16	5	5	○ 海陽中	海南小	海部小	穴喰中	穴喰小		
17	6	6	◇ 大津西小	鳴門市第一中	撫養小	黒崎小	桑島小	鳴門市第一小	
18	8	7	○ 林崎小	鳴門市第二中	里浦小	鳴門中	鳴門東小	鳴門西小	
				瀬戸中	明神小				
19	4	4	○ 板東小	大麻中	堀江北小	堀江南小			
20	4	5	○ 北島北小	北島中	北島小	北島南小			
21	6	8	○ 藍住南小	藍住中	藍住西小	藍住東中	藍住東小	藍住北小	
22	4	4	○ 板野南小	板野中	板野東小	板野西小			
23	5	5	◇ 高志小	上板中	神宅小	東光小	松島小		
24	6	6	○ 御所小	土成中	土成小	吉野中	柿原小	一条小	
25	8	8	◇ 林小	阿波中	久勝小	伊沢小			
				市場中	八幡小	市場小	大俣小		
26	9	8	○ 美馬小	美馬中	岩倉中	岩倉小			
				江原中	江原南小	江原北小	脇町中	脇町小	
27	6	5	◇ 穴吹中	穴吹小	三島中	三島小	木屋平中	木屋平小	
28	5	4	○ 半田中	半田小	貞光中	貞光小	太田小		
29	9	10	○ 芝生小	三野中	王地小				
				三好中	足代小	昼間小	三加茂中	加茂小	三庄小
30	10	9	○ 池田小	池田中	簗蔵小	白地小	馬路小	三縄小	下名小
				井川中	辻小	西井川小			
31	6	4	○ 東祖谷小	東祖谷中	山城中	山城小	西祖谷中	櫛生小	

○共同学校事務室（6）

○は拠点校（事務室長配置）

◇は拠点校（主査兼事務室長配置）

番号	校数	人数	所 属 校						
1	7	8	○ 高川原小	石井中	石井小	藍畑小	高浦中	高原小	浦庄小
2	3	4	○ 神山中	広野小	神領小				
3	8	10	○ 見能林小	阿南中	富岡小	津乃峰小			
				阿南第二中	桑野小	山口小	橘小		
4	4	4	◇ 松茂小	松茂中	長原小	喜来小			
5	9	9	○ 鴨島第一中	鴨島小	西麻植小	知恵島小	飯尾敷地小		
				鴨島東中	上浦小	牛島小	森山小		
6	6	7	◇ 川島中	川島小	学島小	山川中	山瀬小	高越小	

議案第17号

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月26日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

三好市招致外国青年任用規則(令和2年三好市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>○三好市招致外国青年任用規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、三好市(以下「市」という。)において語学指導等を行う外国青年(以下「外国青年」という。)の勤務条件を定めることを目的とする。</p> <p>2 外国青年の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)その他の法令及び市の条例・規則(以下「法令等」という。)の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意味は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>○三好市招致外国青年任用規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、三好市(以下「市」という。)において語学指導等を行う外国青年(以下「外国青年」という。)の勤務条件を定めることを目的とする。</p> <p>2 外国青年の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)その他の法令及び市の条例・規則(以下「法令等」という。)の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意味は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>国際交流員 参加者のうち国際交流活動に従事する者</u></p>

(1) 外国語指導助手 主として教育委員会又は小・中学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する者

(2) 所属長 外国語指導助手がそれぞれ所属する学校の長(三野中学校、井川中学校、池田中学校、山城中学校、西祖谷中学校又は池田小学校の校長をいう。)

(3) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間

(4) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

(外国語指導助手の職務)

第3条 外国語指導助手は、主として教育委員会又は小・中学校等において、所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 小・中学校における外国語授業等の補助

(2) 小学校における外国語活動等の補助

(3) 外国語教材作成の補助

(4) 外国語担当教員等に対する現職研修の補助

(5) 特別活動や部活動等への協力

(6) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供(言葉の使い方、発音の仕方等をいう。)

(7) 外国語スピーチコンテストへの協力

(8) 地域における国際交流活動への協力

(2) 外国語指導助手 主として教育委員会又は小・中学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する者

(3) 所属長 外国語指導助手がそれぞれ所属する学校の長(三野中学校、井川中学校、池田中学校、山城中学校、西祖谷中学校又は池田小学校の校長をいう。)

(4) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間

(5) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

(国際交流員の職務)

第3条 国際交流員の職務は、別に定める。

(外国語指導助手の職務)

第4条 外国語指導助手は、主として教育委員会又は小・中学校等において、所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 小・中学校における外国語授業等の補助

(2) 小学校における外国語活動等の補助

(3) 外国語教材作成の補助

(4) 外国語担当教員等に対する現職研修の補助

(5) 特別活動や部活動等への協力

(6) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供(言葉の使い方、発音の仕方等をいう。)

(7) 外国語スピーチコンテストへの協力

(8) 地域における国際交流活動への協力

(9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

- 2 外国語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

(任期)

第4条 外国青年の任用は、任用の日から翌年3月31日まで(「前半任期」という。)及び翌年4月1日から任用の月日の前日まで(以下「後半任期」という。)とする。

- 2 前項の任期満了後、市は、外国語指導助手として必要な能力を有するとの実証に基づき、再度の任用を行うことができるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、市は、引き続き5年間の任期が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(退職)

第5条 外国青年は、前条の任期(前半任期及び後半任期をいう。以下「任期」という。)は誠実に職務を遂行しなければならず、ただし、真にやむを得ない理由により、任期の満了前に退職しなければならぬとき、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならぬ。

(報酬及びその計算)

第6条 外国青年の報酬は、来日1年目については月額28万円(年額336万円)、2年目については月額30万円(年額360万円)、3年目については月額32万5千円(年額390万円)、4年目及び5年目については月額33万円(年額396万円)程度とする。

(9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

- 2 外国語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

(任期)

第5条 外国青年の任用は、任用の日から翌年3月31日まで(「前半任期」という。)及び翌年4月1日から同年7月31日まで(以下「後半任期」という。)とする。

- 2 前項の任期満了後、市は、外国語指導助手として必要な能力を有するとの実証に基づき、再度の任用を行うことができるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、市は、引き続き5年間の任期が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(退職)

第6条 外国青年は、前条の任期は誠実に職務を遂行しなければならず、ただし、真にやむを得ない理由により、前条の任期の満了前に退職しなければならぬときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならぬ。

(報酬及びその計算)

第7条 外国青年の報酬は、来日1年目については月額28万円(年額336万円)、2年目については月額30万円(年額360万円)、3年目については月額32万5千円(年額390万円)、4年目及び5年目については月額33万円(年額396万円)程度とする。

2 報酬の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が勤務を要しない日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い勤務を要しない日又は休日でない日とする。

3 外国青年の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 報酬の時間割の計算に当っては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第10条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当りの額とする。

(報酬の減額)

第7条 外国青年が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項の規定により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第8条 外国青年が職務を行うために旅行するときは、その旅行に要する費用を弁償する。

2 報酬の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が勤務を要しない日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い勤務を要しない日又は休日でない日とする。

3 外国青年の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 報酬の時間割の計算に当っては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第10条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当りの額とする。

(報酬の減額)

第8条 外国青年が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項の規定により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第9条 外国青年が職務を行うために旅行するときは、その旅行に要する費用を弁償する。

2 市は、別に定めるところにより、外国青年の赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす外国青年に対して弁償するものとする。

- (1) 第4条第1項の後半任期を満了すること。
- (2) 後半任期満了日の翌日から1箇月以内に、日本において三好市以外の市区町村又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。
- (3) 後半任期満了日の翌日から起算して1箇月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により後半任期満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

第9条 市は、外国青年が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

(勤務時間)

第10条 外国青年の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 外国青年の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後4時30分までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時から午後1時までは休憩時間とし、この時間は、外国青年が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、外国青年に対し、前項以外の時間に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与え、当該4週間を平均し

2 市は、別に定めるところにより、外国青年の赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす外国青年に対して弁償するものとする。

- (1) 第5条第1項の後半任期を満了すること。
- (2) 後半任期満了日の翌日から1箇月以内に、日本において三好市以外の市区町村又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。
- (3) 後半任期満了日の翌日から起算して1箇月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により後半任期満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

第9条の2 市は、外国青年が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

(勤務時間)

第10条 外国青年の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 外国青年の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後4時30分までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時から午後1時までは休憩時間とし、この時間は、外国青年が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、外国青年に対し、前項以外の時間に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与え、当該4週間を平均し

て1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 前項の勤務にあたっては、労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条に基づき、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。また、同法第35条第1項の定めにより、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、所属長は、外国青年に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第11条 次の各号に掲げる日は、外国青年の休日とする。

(1) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日をいう。

(2) 年末年始 12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第12条 外国青年は、所属長の承認を得て、任期中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は任用時に10日間を付与され、残りは任用開始日から3箇月後に付与される。ただし、外国青年から申し出があり、真にやむを得ないと認められる場合には、市は残りの年次有給休暇をこの期日より以前に付与することができる。また、この年次有給休暇は、時間単

て1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 前項の勤務にあたっては、労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条に基づき、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。また、同法第35条第1項の定めにより、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、所属長は、外国青年に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第11条 次の各号に掲げる日は、外国青年の休日とする。

(1) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日をいう。

(2) 年末年始 12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第12条 外国青年は、所属長の承認を得て、任期中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は任用時に10日間を付与され、残りは任用開始日から3箇月後に付与される。ただし、外国青年から申し出があり、真にやむを得ないと認められる場合には、市は残りの年次有給休暇をこの期日より以前に付与することができる。また、この年次有給休暇は、時間単

位で取得することも差し支えない。なお、再度任用される者に関してはこの限りではない。

2 外国青年が任期満了後、市に再度任用される場合には、12日間を限度として年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

3 外国青年は、年次有給休暇の取得に当たっては原則として3日前までに、所属長に申し出なければならぬ。

4 所属長は、外国青年から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合は、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第13条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。)を超えることができない。病気休暇中の者が一時出勤し、それに引き続き勤務が連続して1週間(勤務を要しない日及び休日を含む。)に満たないときは、その勤務の前後の休暇は連続するものとみなす。

3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 忌引に係る休暇 父母、配偶者、子が死亡した場合は、勤務を要しない日及び休日を含む連続した14日。兄弟姉妹・祖父母が

位で取得することも差し支えない。なお、再度任用される者に関してはこの限りではない。

2 外国青年が任期満了後、市に再度任用される場合には、20日間を限度として年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

3 外国青年は、年次有給休暇の取得に当たっては原則として3日前までに、所属長に申し出なければならぬ。

4 所属長は、外国青年から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合は、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第13条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。)を超えることができない。病気休暇中の者が一時出勤し、それに引き続き勤務が連続して1週間(勤務を要しない日及び休日を含む。)に満たないときは、その勤務の前後の休暇は連続するものとみなす。

3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 忌引に係る休暇 父母、配偶者、子が死亡した場合は、勤務を要しない日及び休日を含む連続した14日。兄弟姉妹・祖父母が

死亡した場合は、勤務を要しない日及び休日を含む連続した7日

(2) 外国青年本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間

(3) 不可抗力の災害による自己の住居の損壊に係る休暇 被害の程度に応じて市が必要と認める期間

(4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶に係る休暇
当該交通途絶が解消するまでの期間

(5) 女子の外国青年が6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出生する予定である場合 出生の日までの届け出た期間

(6) 女子の外国青年が出生した場合 出生の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。ただし、産後6週間を経過した女子の外国青年が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。

死亡した場合は、勤務を要しない日及び休日を含む連続した7日

(2) 外国青年本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間

(3) 不可抗力の災害による自己の住居の損壊に係る休暇 被害の程度に応じて市が必要と認める期間

(4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶に係る休暇
当該交通途絶が解消するまでの期間

(5) 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(6) 女子の外国青年が6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出生する予定である場合 出生の日までの届け出た期間

(7) 女子の外国青年が出生した場合 出生の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。ただし、産後6週間を経過した女子の外国青年が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。

(8) 外国青年が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。)の出生に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出生に係る入院等の日から当該出生の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間

(9) 外国青年の妻が出生する場合であってその出生予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出生の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出生

に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間

(10) 外国青年が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子の外国青年にあっては、その子の当該男子の参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(11) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間(養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。)

(12) 生理休暇 生理日の就業が著しく困難な女子の生理日に限る。ただし、3日を超えることはできない。

(13) 女子の参加者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる

(7) 育児時間 生後満1年に達しない子を育てる外国青年について、1日2回それぞれ30分以内のその子を育てるために必要な時間に限る。

(8) 生理休暇 生理日の就業が著しく困難な女子の生理日に限る。ただし、3日を超えることはできない。

(9) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する外国青年が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間(中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)

期間

(10) 外国青年が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他三好市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年三好市規則第10号)に定めるもので負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日(要介護者が複数の場合においては、10日とする。)以内で必要と認められる期間

(11) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。) 外国青年が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

(12) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。) 外国青年が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。)内にお

(14) 外国青年が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他三好市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年三好市規則第10号)に定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日(要介護者が複数の場合においては、10日とする。)以内で必要と認められる期間

(15) 介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。) 外国青年が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

(16) 外国青年が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間(当該参加者について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と

いて1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

(13) 妊産婦である女子の外国青年が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診断を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(14) 妊娠中の女子の外国青年が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

(15) 夏期休業 一の任期につき、7月1日から9月30日までの期間内で3日(取得単位は1日とする。)

(16) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第4号まで、第8号、第9号及び第13号から第16号までの特別休暇は有給とし、第5号から第7号まで及び第10号から第1

認められる時間

(17) 妊産婦である女子の外国青年が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診断を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(18) 妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 適宜休憩し、又は補食するために必要と認められる時間

(19) 妊娠中の女子の外国青年が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

(20) 夏期休業 一の任期につき、7月1日から9月30日までの期間内で3日(取得単位は1日とする。)

(21) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第14号まで及び第17号から第21号までの特別休暇は有給とし、第15号及び第16号の特別休暇は無給とする。

2号までの特別休暇は無給とする。

(育児休業)

第15条 次の各号のいずれにも該当する外国青年は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6箇月に達する日(当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として三好市職員の育児休業等に関する条例(平成18年三好市条例第39号)で定める場合に該当するときは、2歳に達する日)までの間で、同条例に定める日まで、育児休業をすることができる。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である者

(2) その養育する子が1歳6箇月に達する日(当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として三好市職員の育児休業等に関する条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日)までに、その任期(再度任用される場合においては、再度任用後のもの)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者

(3) 育児休業期間中は、無給とする。

(育児休業)

第14条の2 養育する子が1歳6か月に達する日(当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日)までに、その任期(再度任用される場合においては、再度任用後のもの)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない外国青年は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6箇月に達する日(当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日)までの間で、職員の育児休業等に関する条例に定める日まで、育児休業をすることができる。

2 育児休業期間中は、無給とする。

(部分休業)

第14条の3 参加者が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員が3歳に

達するまでの子を養育するため、1日につき、参加者について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で
(当該参加者が第14条第1項第10号における保育時間又は同項第16号における介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から保育時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)、勤務時間の一部について部分休業をすることができる。

2 部分休業は、参加者について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として取得できるものとする。

3 部分休業により勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(職務命令に従う義務)

第15条 外国青年は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)

第16条 市は、外国青年の執務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

(職務専念義務)

第17条 外国青年は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第18条 外国青年は、市及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(職務命令に従う義務)

第16条 外国青年は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)

第17条 市は、外国青年の執務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

(職務専念義務)

第18条 外国青年は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第19条 外国青年は、市及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第20条 外国青年は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(政治的行為の制限)

第21条 外国青年は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第22条 外国青年は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第23条 外国青年は、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第24条 外国青年は、JETプログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならぬ。

2 外国青年は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届けなければならない。

(宗教活動の制限)

第25条 外国青年は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(守秘義務)

第19条 外国青年は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(政治的行為の制限)

第20条 外国青年は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第21条 外国青年は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第22条 外国青年は、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第23条 外国青年は、JETプログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならぬ。

2 外国青年は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届けなければならない。

(宗教活動の制限)

第24条 外国青年は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第26条 外国青年は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車等を運転してはならない。

(免職、休職等)

第27条 市は、外国青年が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実^に照らして、勤務実態がよいくない場合
- (2) 心身の故障のため、勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 市は、外国青年が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- (1) 第14条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除く外、外国青年が病気(第30条第1項の疾病を除く。)負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。)を超える場合

(2) 刑事事件^に関し起訴された場合

3 外国青年は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市の条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

- (1) 禁固以上の刑に処せられた場合

(自動車等運転の制限)

第25条 外国青年は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車等を運転してはならない。

(免職、休職等)

第26条 市は、外国青年が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実^に照らして、勤務実態がよいくない場合
- (2) 心身の故障のため、勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 市は、外国青年が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- (1) 第14条第1項第6号及び第7号に規定する場合を除く外、外国青年が病気(第29条第1項の疾病を除く。)負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。)を超える場合

(2) 刑事事件^に関し起訴された場合

3 外国青年は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市の条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

- (1) 禁固以上の刑に処せられた場合

(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
(懲戒処分)

第28条 市は、外国青年に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国青年に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める
- (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、教育委員会の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

(休職期間中の報酬)

第29条 第27条第2項による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
(懲戒処分)

第27条 市は、外国青年に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国青年に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める
- (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、教育委員会の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

(休職期間中の報酬)

第28条 第26条第2項による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第27条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

(2) 第27条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(3) 第27条第2項第2号による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第30条 外国青年が次の各号に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は当該外国青年を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、前条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第31条 第13条第1項、第14条第1項第1号から第4号まで及び同項第9

(1) 第26条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

(2) 第26条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(3) 第26条第2項第2号による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第29条 外国青年が次の各号に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は当該外国青年を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、前条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第30条 第13条第1項、第14条第1項第1号から第5号まで及び同項第8

号から第15号の休暇を取得する場合は予定日数を、同項第16号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならぬ。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならぬ。

2 第14条第1項第5号から第8号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならぬ。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならぬ。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

4 第27条第2項第2号による休職及び前条第1項による勤務禁止の原困となる事実が生じた場合は、当該外国青年は、速やかにその事実を所属長に届けなければならぬ。

(公務災害補償)

第32条 外国青年は、公務上の災害(負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は市町村の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和54年徳島県市町村総合事務組合条例第24号)の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

号から第20号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第21号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならぬ。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならぬ。

2 第14条第1項第6号及び第7号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならぬ。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならぬ。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

4 第26条第2項第2号による休職及び前条第1項による勤務禁止の原困となる事実が生じた場合は、当該外国青年は、速やかにその事実を所属長に届けなければならぬ。

(公務災害補償)

第31条 外国青年は、公務上の災害(負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は非常勤職員の公務災害補償に関する条例の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第33条 市は、海外旅行傷害保険契約の締結により、外国青年が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

(公務外の災害補償)

第32条 市は、海外旅行傷害保険契約の締結により、外国青年が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

附 則

この規則は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。